

第 94 回 栃木県新型コロナウイルス
感染症対策本部会議
(書面開催)

令和5(2023)年1月27日(金)

次 第

1 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針の
改正について
- (2) イベントの開催に関する協力要請について(人数制限の緩和)

栃木県の基本的対応方針

(令和5(2023)年1月27日変更)

主な変更事項

令和5年1月27日の国「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴う変更。

●オミクロン株対応ワクチンの接種の呼びかけについての変更

1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(2) ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、まだ接種していない方に対して接種の積極的な検討を呼びかけていく。接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。

●イベント等の開催制限の変更

2 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外における取組等

(イベント等の開催制限)

・感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%~~(大声なし)~~とすることを基本とするが、~~同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。~~

・それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を50%~~(大声あり)・100%(大声なし)~~とすることを基本とする。この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。なお、~~同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。~~

イベント等開催制限の変更のポイント

★大声の有無による制限が撤廃。

→チェックリストのみでも、5,000人又は収容定員50%までの大声ありのイベントが開催可能。

安全計画を策定することで、5,000人超え、収容定員100%の大声ありのイベントが開催可能。

新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">令和 2（2020）年 4 月 2 日 （令和 5（2023）年 <u>1 月 27 日</u> 変更） 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>（略）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 （略）</p> <p>（2）ワクチン接種の促進</p> <p>オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、<u>まだ接種していない方に対して接種の積極的な検討を呼びかけていく。</u>さらに、比較的若い世代等を中心に、1 回目・2 回目接種が完了していない者へは引き続き接種を促す。5 歳から 11 歳までの子供や生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児についても、ワクチン接種を着実に進めていく。</p> <p>（略）</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （略）</p> <p>3）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外における取組等 （略）</p> <p>（イベント等の開催制限）</p>	<p style="text-align: center;">令和 2（2020）年 4 月 2 日 （令和 4（2022）年 <u>9 月 12 日</u> 変更） 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>（略）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 （略）</p> <p>（2）ワクチン接種の促進</p> <p>オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、<u>接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。</u>さらに、比較的若い世代等を中心に、1 回目・2 回目接種が完了していない者へは引き続き接種を促す。5 歳から 11 歳までの子供や生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児についても、ワクチン接種を着実に進めていく。</p> <p>（略）</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （略）</p> <p>3）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外における取組等 （略）</p> <p>（イベント等の開催制限）</p>

①当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動などで生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

・感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。

・それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

①当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動などで生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

・感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%(大声なし)とすることを基本とするが、同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり)・100% (大声なし)とする。

・それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限 50% (大声あり)・100% (大声なし)とすることを基本とする。この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。なお、同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり)・100% (大声なし)とする。

●イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

栃木県全域

<大声の有無によるイベントの人数制限を廃止します>

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。
- ② イベントごとに「チェックリスト」又は「感染防止安全計画」を作成すること
 - ・ **チェックリスト**：イベント主催者等が作成・HP等で公表する。（イベント終了日より1年間保管すること。）
 - ・ **感染防止安全計画**：イベント主催者等は作成の上、県所管課による確認を受け、HP等で公表。イベント終了後、結果報告書を提出。

【イベント開催にあたり必要な対応】

	チェックリストにより開催可能	感染防止安全計画により開催可能
収容定員あり	5,000人以下 又は 収容定員の50%以下	5,000人超 かつ 収容定員の50%超100%まで
収容定員なし	5,000人以下	5,000人超